

## 「有機溶剤作業主任者能力向上教育」開催のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会東部支部

事業者は、労働安全衛生法第19条の2第1項の規定により、「事業場における安全衛生水準の向上を図るため、安全衛生業務従事者に対して担当業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるよう努めなければならない」とされています。

この「能力向上教育」は、その対象者や講習内容等を厚生労働省が指針として示していますが、この指針に従って、安全衛生業務従事者のひとつである「有機溶剤作業主任者」に対して「業務に従事した後5年程度ごとに、又は5年程度業務から離れていた後再び業務に従事するときに」実施する「定期教育」を、このたび、下記により実施することといたしました。

つきましては、定期教育の対象となる有機溶剤作業主任者、及びその技能講習修了者の方々が多数受講していただきますようご案内申し上げます。

なお、当支部では、定期教育の趣旨から、有機溶剤作業主任者に対する次の能力向上教育は概ね5年程度後に計画することといたしておりますので、作業主任者として5年に満たない方の受講もご検討いただければ幸いです。

参考：「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」（平成元年5月22日能力向上教育指針公示第1号・改正平成18年3月31日能力向上教育指針第5号）

### 記

1 日 時 平成31年1月30日（水） 8：50～17：00

2 場 所 鳥取市若葉台南1丁目17番地 鳥取県労働基準協会会館

### 3 日 程

時間帯	科目	内 容
8:50～10:50 (2時間)	作業環境管理	(1) 作業環境管理の進め方 (2) 作業環境測定、評価及びその結果に基づく措置 (3) 局所排気装置等の設置及びその維持管理
11:00～13:40 (2時間)	作業管理	(1) 作業管理の進め方 (2) 労働衛生保護具
13:50～14:50 (1時間)	健康管理	(1) 有機溶剤中毒の症状 (2) 健康診断及び事後措置
15:00～17:00 (2時間)	事例研究及び 関係法令	(1) 作業標準等の作成 (2) 災害事例とその防止対策 (3) 有機溶剤業務に係る労働衛生関係法令

#### 4 講師

労働安全・衛生コンサルタント、安全衛生トレーナー、作業環境測定士  
米田 明真 氏（一般社団法人 鳥取県産業環境協会 会長）

#### 5 受講料

協会員：10,000円 ・ 非協会員：12,000円

※ 受講料には、消費税、及びテキスト「有機溶剤作業主任者の実務」(2,000円(税別)の代金を含みます。

#### 6 申込方法

平成31年1月22日(火)までに、別紙の受講申込書に受講料を添えて当協会東部支部（鳥取市若葉台南1丁目17番地）へ申し込み下さい。

郵送又はFAX(0857-52-5061)による申し込みでも受け付けますが、その場合、受講料は開催日7日前までに現金書留か下記の銀行に振込みをお願いします。

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通預金 口座 No.0051204

名義人 (一社)鳥取県労働基準協会東部支部

#### 7 その他

(1)「特別教育・能力向上教育等受講証」または「特別教育等受講者記録」をお持ちの事業場は、当日、受講者に持参させ、受付の際に渡して下さい。

(2)受講者の皆様には、教育修了後に修了証を交付します。

(3)受講申込み後の取消し(欠席含む)については、開催日の7日前までに連絡があった場合を除き受講料はお返しできませんのでご了承下さい。

(4)受講者は、当協会から連絡のない限り受講当日、直接会場にお越し下さい。

(5)講習会場周辺には、食事が出る店舗が多くありませんので、予めご準備いただくなどの対応をお勧めします。

(6)当会館駐車場は約25台駐車できます。この駐車場が満車の場合に限って右地図の「P1」、「P2」の駐車場をご利用ください。



本教育の照会先電話番号  
0857-52-5060

# 「有機溶剤作業主任者能力向上教育」申込書

平成31. 1. 30 開催

フリガナ 氏 名	生 年 月 日	基準協会員・非会員の別
		該当に○印をして下さい  ・基準協会員事業場  ・非基準協会員事業場

受講者数 ( 名 ) 受講料計 ( 円 )

上記のとおり申し込みます。

平成 年 月 日

郵便番号

所在地

事業場 名 称 ㊟

( 主たる事業内容 )

( TEL - - )

(一社) 鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿

(TEL 0857-52-5060 FAX 0857-52-5061)